

令和7年度 自己点検シート

(介護報酬編)
外部サービス利用型
特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護

事業所番号 : 33
事業所名 :
点検年月日 : 令和 年 月 日 ()
点検担当者 :

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
有 ・ 無	有 ・ 無	人員基準欠如減算（介護職員）	常勤換算方法で、入所者の数が10又はその端数が増すごとに1人以上配置していない	☐ 該当	
/	有 ・ 無	障害者等支援加算	療育手帳の交付を受けている。	☐ 該当	
			精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。	☐ 該当	
			医師により、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付と同等の症状を有すると診断されている。	☐ 該当	
有 ・ 無	有 ・ 無	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐ 該当	
			身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。または、その結果について、介護職員その他の従業者に周知していない。	☐ 該当	
			身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	☐ 該当	
			介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない	☐ 該当	年2回以上実施していること。
有 ・ 無	有 ・ 無	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	☐ 該当	
			高齢者虐待防止のための指針を整備していない。	☐ 該当	
			高齢者虐待防止のための研修を定期的実施していない。	☐ 該当	年2回以上実施していること。
			高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない。	☐ 該当	
有 ・ 無	有 ・ 無	業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない。	☐ 該当	
			上記計画に従い必要な措置を講じていない。	☐ 該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果		備考
/	有 ・ 無	協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を、概ね月1回以上開催している。 電子的システムにより協力医療機関において、利用者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合で、上記会議を年3回以上開催している。	☐	該当	会議はテレビ電話装置等を活用して行うことが可
			上記会議において、協力医療機関と情報を共有することについて、利用者から同意を得ている。	☐	該当	
			上記会議の開催状況の概要を記録している。	☐	該当	
			利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関の医師又は看護職員が相談対応を行う体制が、常時確保されている。	☐	該当	
			事業所からの診療の求めがあった場合において、協力医療機関の医師又は看護職員が診療を行う体制が、常時確保されている。	☐	該当	
有 ・ 無	有 ・ 無	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。	☐	該当	
			協力医療機関等との間で、感染症(新興感染症を除く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療期間等と連携し適切に対応している。	☐	該当	
			感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加している。	☐	該当	医療機関の、院内感染対策に関するカンファレンスや職員向け研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。
有 ・ 無	有 ・ 無	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている。	☐	該当	
/	有 ・ 無	新興感染症等施設療養費	利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービス提供を行っている。	☐	該当	
			1月に1回、連続する5日を限度として算定している。	☐	該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果		備考
有 ・ 無	有 ・ 無	サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70％以上	☐	いずれか に該当	※毎月の割合計算の記録は、 当日運営指導で確認するた め、提出できるよう準備して おくこと。 ※職員の割合の算出に当たっ ては、常勤換算方法によって 算出した前年度（3月を除 く）の平均を用いること。
			介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25％以上	☐		
			提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。	☐	該当	
			人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当	
有 ・ 無	有 ・ 無	サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60％以上	☐	該当	
			人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当	
有 ・ 無	有 ・ 無	サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50％以上	☐	いずれか に該当	
			看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75％以上	☐		
			直接提供職員のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30％以上	☐		
			人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
有・無	有・無	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐ 該当	
			1 介護職員処遇改善加算の算定額を上回る介護職員の賃金改善を実施すること。	☐ 該当	
			2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届け出ていること。	☐ 該当	
			3 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐ 該当	
			(1)【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てている。	☐ 該当	
			(2)【月額賃金改善要件Ⅱ】 令和6年5月31日時点で、旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までに新規に加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施している。	☐ 該当	旧ベースアップ等加算未算定の場合のみ適用
			(3)【キャリアパス要件Ⅰ】(任用要件・賃金体系の整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	☐ 該当	令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可
			(4)【キャリアパス要件Ⅱ】(研修の実施等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 イ アについて、全ての介護職員に周知していること。	☐ 該当	令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可
有・無	有・無	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(5)【キャリアパス要件Ⅲ】(昇給の仕組みの整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	☐ 該当	令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可
			(6)【キャリアパス要件Ⅳ】(改善後の年額賃金要件) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること(加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く。)	☐ 該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
			(7)【キャリアパス要件Ⅴ】(介護福祉士の配置等要件) サービス類型ごとに以下の届出を行っていること。 ・<u>介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)通所リハビリテーション</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定していること。 ・<u>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している、若しくは日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡを算定していること。 ・<u>(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している、若しくは入居継続支援加算Ⅰ又はⅡを算定していること。 ・<u>(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定していること、若しくは本体施設において旧特定加算Ⅰ又は加算Ⅰの届出があること。	□ 該当	
			(8)【職場環境等要件】 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること。	□ 該当	令和7年度中は年度内に対応することの誓約で可
			4 事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し、市に提出していること。	□ 該当	
			5 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。	□ 該当	
			6 労働基準法等を遵守すること。	□ 該当	
有・無	有・無	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(6)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	□ 該当	
有・無	有・無	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(5)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	□ 該当	
有・無	有・無	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(4)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	□ 該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果		備考
	有・無	訪問介護【身体介護】 ※	15分未満は94単位、15分以上30分未満は189単位、30分以上1時間30分未満の場合は256単位に30分から計算して15分増すごとに85単位、1時間30分以上は548単位に1時間30分から計算して15分増すごとに36単位	☐	該当	
			現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐	該当	
			身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定	☐	該当	
			介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者等政令で定められた者によるサービス提供に限る。	☐	該当	
	有・無	訪問介護【生活援助】 ※	15分未満は48単位、15分以上1時間未満は94単位に15分から計算して15分増すごとに48単位、1時間以上1時間15分未満は214単位、1時間15分以上は256単位	☐	該当	
			単身の世帯であることや同居家族の障害等の理由によって、家事を行うことが困難	☐	該当	
			介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者等政令で定められた者によるサービス提供に限る。	☐	該当	
	有・無	訪問介護【乗降介助】 ※	1回につき85単位	☐	該当	
			介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者等政令で定められた者によるサービス提供に限る。	☐	該当	
			訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車又は介助を行っている。	☐	該当	
			訪問介護員等が乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行っている。	☐	該当	
	有・無	指定第1号訪問事業【1月につき】	1週に1回程度は1032単位、1週に2回程度は2066単位、1週に2回程度を超える訪問介護が必要とされた場合は3277単位	☐	該当	
	有・無	訪問入浴介護 ※	通常の基本部分報酬単位（1,266単位）の90/100	☐	該当	
			看護職員1人及び介護職員2人が行っている。	☐	該当	
	有・無	指定介護予防訪問入浴介護 ※	通常の基本部分報酬単位（856単位）の90/100	☐	該当	
			看護職員1人及び介護職員1人が行っている。	☐	該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
	有・無	訪問看護 ※	通常の基本部分報酬単位（20分未満は314単位，30分未満は471単位，30分以上1時間未満は823単位，1時間以上1時間30分未満は1,128単位）の90/100	☐ 該当	
			通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍等の患者を除く。）である。	☐ 該当	
			主治の医師が交付した文書による指示及び訪問看護計画書に基づいている。	☐ 該当	
			現に要した時間ではなく，訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 該当	
			保健師，看護師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスに限る。	☐ 該当	
			准看護師が20分未満の訪問看護を行った場合は，314単位の81/100	☐ 該当	
			指定訪問看護ステーションの理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が1日につき2回を越えて行った場合は，1回につき（294単位）の81/100	☐ 該当	
			所要時間が20分未満のものについては，指定訪問看護が24時間行える体制を整えている指定訪問看護事業所であって，居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限る。	☐ 該当	
	有・無	指定介護予防訪問看護 ※	通常の基本部分報酬単位（20分未満は303単位，30分未満は451単位，30分以上1時間未満は794単位，1時間以上1時間30分未満は1,090単位）の90/100	☐ 該当	
			通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍等の患者を除く。）である。	☐ 該当	
			主治の医師が交付した文書による指示及び介護予防訪問看護計画書に基づいている。	☐ 該当	
			現に要した時間ではなく，介護予防訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間となっている。	☐ 該当	
			保健師，看護師又は理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスに限る。	☐ 該当	
			准看護師が20分未満の訪問看護を行った場合は，303単位の81/100	☐ 該当	
			指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が1日につき2回を越えて行った場合は，1回につき（284単位）の81/100	☐ 該当	
			所要時間が20分未満のものについては，指定介護予防訪問看護が24時間行える体制を整えている指定介護予防看護事業所であって，居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限る，算定している。	☐ 該当	

届出状 況	算定状 況	点検項目	点検事項	点検結果		備考
	有・無	指定訪問リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（１回につき308単位）の90/100	☐	該当	
			計画的な医学的管理を行っている医師が交付した文書による指示及び訪問リハビリテーション計画書に基づいている。	☐	該当	
			理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士によるサービスに限る。	☐	該当	
	有・無	指定介護予防訪問リハビリテーション	通常の基本部分報酬単位（１回につき308単位）の90/100	☐	該当	
			通院が困難な利用者である。	☐	該当	
			主治の医師が交付した文書による指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画書に基づいている。	☐	該当	
			理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士によるサービスに限る。	☐	該当	
	有・無	指定通所介護 ※	施設基準（通常規模型，大規模型（Ⅰ），大規模型（Ⅱ））及び利用者の要介護区分に応じた報酬単位の90/100	☐	該当	
			現に要した時間ではなく，通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐	該当	
			長時間のサービス利用が困難な利用者で，2時間以上3時間未満の場合，報酬単位の63/100	☐	該当	
	有・無	指定第１号通所事業【１月につき】	要支援1は1,511単位，要支援2は3,099単位	☐	該当	
	有・無	指定通所リハビリテーション ※	施設基準（通常規模型，大規模型（Ⅰ），大規模型（Ⅱ））及び利用者の要介護区分に応じた報酬単位の90/100	☐	該当	
			現に要した時間ではなく，通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐	該当	
	有・無	指定介護予防通所リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（１月 要支援１ 2,268単位 要支援２ 4,228単位）の90/100	☐	該当	
			栄養改善加算（180単位）	☐	該当	
			口腔機能向上加算（135単位）	☐	該当	
			一体的サービス提供加算（480単位）	☐	該当	

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
	有・無	指定福祉用具貸与 ※	現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位を算定している。(1月)	☐ 該当	
			福祉用具貸与の提供にあたり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えた場合は、当該福祉用具貸与に係る単位数は算定しない。	☐ 該当	
	有・無	指定介護予防福祉用具貸与 ※	現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位を算定しているか(1月)	☐ 該当	
			介護予防福祉用具貸与の提供にあたり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えた場合は、当該福祉用具貸与に係る単位数は算定しない。	☐ 該当	
	有・無	指定地域密着型通所介護 ※	利用者の要介護区分に応じた報酬単位の90/100	☐ 該当	
			現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 該当	
			長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の63/100	☐ 該当	
	有・無	指定認知症対応型通所介護 ※	利用者の要介護区分に応じた報酬単位の90/100	☐ 該当	
			現に要した時間ではなく、認知症対応型対応通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 該当	
			長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の57/100	☐ 該当	
	有・無	指定介護予防認知症対応型通所介護 ※	利用者の要支援状態区分に応じた報酬単位の90/100	☐ 該当	
			長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の57/100	☐ 該当	
			個別機能訓練加算(24単位)	☐ 該当	
			栄養改善加算(180単位)	☐ 該当	
			口腔機能向上加算(135単位)	☐ 該当	